



第 22 期第 16 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 5 年 4 月 27 日

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 16 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、三浦委員は、Web で御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web 会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。以上です。

○伊藤事務局長

本日は令和 5 年度に入りまして初めての委員会でございます。

また、新年度を迎えまして、一部職員に異動がございましたので、先に紹介をさせていただきます。

水産資源課では鈴木基生課長代理、椋亮介技師が着任いたしました。よろしく願います。

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは鈴木会長、よろしく願います。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思っております。

それでは私からです。伊豆漁協稲取支所の鈴木です。
磯根資源が4月1日から解禁になりまして、サザエ、アワビ漁が始まったんですけども、伊豆漁協管内は、サザエは半分以下、ひどいと1/3から1/4くらいの水揚げになっております。ヒジキも磯焼けが進んだり魚に食われたりとひどい状況で、商売にならないという話しか聞きません。そういうところも研究機関で調べていただきたいと思っています。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。シラスは高値であるのと、御前崎沖に固まっておるものですから、解禁から良い漁ができています。ただ潮も速く、漁業者はいつまで続くかと心配に思っております。カツオは、ここ2、3日は天気が続きませんが、出れば2kg前後のカツオ100kg程度が獲れています。中型がまとまって水揚げし始めたので、単価的には下がってきました。イセエビは終盤戦になったけれど相変わらず高値で9千円を超える値をしています。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。シラスは、先ほど西原さんが言われたとおり、御前崎の方は順調らしいですが、浜名は不漁が続いています。遠州灘も不漁でございます。単価は良いですが、1日漁があっても、2日目はさっぱりという状態です。

浜名湖ですが、4月いっぱいまでシラスウナギ漁が行われますが、あとはほとんど漁模様に変化はありません。これからの漁に期待しています。

○金指委員

内浦漁協の金指です。まき網船ですが、サバはあまり獲れなかったんですが、4月23日の夜にソウダカツオが西伊豆の海岸沿いにたくさん出て、千トンを超えて群れがいたとも聞きました。24日に出るとどこかに行ってしまう方が分らなかったです。4月はサバは不漁でした。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。3月半ば過ぎからカツオ漁に行ってますが、4月10日前後に黒潮が蛇行して、舞阪沖に接近しまして、8から12マイル沖あたりで、良い船で釣れたんですけども、それが東にずれて、だいたい舞阪から40マイル離

れたところなものですから、皆が行けるような状態の良い日よりかは続かない状況です。以上です。

○原委員

由比の原です。サクラエビが20年ぶりくらいに、漁のはじめから40トンの量が出ました。無理に獲ろうと思って獲ったわけではなく、ここ数年の不漁があったので、魚探の反応を見ながらやっていて、まさかサクラエビじゃないよなという感じで、4月6日の9か統の船で半信半疑でやったのに、それが全部サクラエビだった。去年の12月まで一杯当たり4万7,8千円だったのを一気に3万円にまで下げたという反省もあり、量を下げて6~8か統でやっていますが、杯数では、千杯から1,500杯でやっています。毎日加工屋さん和相談しながら操業しています。

○高田委員

いとう漁協の高田です。先ほど会長が言われたように、磯焼けでサザエは少なくなっています。イセエビは去年より若干良くなっています。やはり海藻はハンパ、フノリ、テングサも含めてほぼ全部で壊滅的。それにしただってアワビも品薄で単価は1万円を超えている状況です。沖の船が入ってくると、静岡県はメジが釣れないのでカツオを釣っていますが、先にメジが出て放流しているという話を聞いています。以上です。

○日吉委員

定置協会の日吉です。静岡県内の定置についてですが、前回からそうですけれども、ずっとブリが続いています。漁場によっては大どれしているところもあります。普通ブリの漁獲は途絶えるものですが、今回は1トン、4トン、30トンと、途絶えずに、駿河湾でも相模湾でも、毎日少しずつ獲れています。

唯一増えている魚だと思えるんですけども、神戸チャートという、MSYを作るときに大事なものによると、ブリは赤いところにあって資源状況が良くないという評価で、現場の感覚とは違う感じ。定置網で獲っている限りは、ブリは増えている感じがするんですけども、チャートの精度はどうかかなと思うところ。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。前回の委員会以降、それほど量は取れなかったんですが、何航海か操業しまして、ギリギリ経費が出るかという程度の水揚げだったんですが、3月23日にパツタリだめになりました。22日はそこそこ獲れましたが、23日はイワシがバケツに一杯程度で終わりました。一ヶ月遊んだ状態です。今週初めくらいから、一度南に行って北に戻るマサバだと思いますが、1日目はどういったことはなかったんですが、2日目、3日目と獲れました。今日も先ほど出港したので、明日戻ってきてどうかな、というところですか。多分、北に戻るものなので長続きはしないと思いますが、少しゴマサバが混じりだしたので、面白いところです。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。次の海区では皆が景気の良い話を出来るように頑張っていたきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名人を、日吉委員と三浦委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のA 放流効果実証事業を行う指定法人の業務実施計画について、事務局から説明をお願いします。

○門奈主任

担当の資源増殖班、門奈でございます。

資料1、「放流効果実証事業を行う指定法人の業務実施計画」についての諮問でございます。

まず、諮問の経緯を御説明いたします。栽培漁業の計画的な推進を目標に、第8次栽培漁業基本計画が前回の海区漁業調整委員会の答申を得て令和5年3月28日に公示されました。この計画の中で公益財団法人静岡県漁業振興基金が指定法人となり、放流効果実証事業を実施することになっております。放流効果実証事業とは、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項にて「種苗の放流を行い、その経済効果を実証する

とともに、その成果を普及すること」とあり、栽培基本計画の中に、当事業の対象とする種類及び指標を定めることができることになっています。

この度、公益財団法人静岡県漁業振興基金から、同法第17条第1項の規定に基づき県知事あてに業務実施計画と認可申請書が提出されました。提出された計画は、同法第18条により海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められております。なお、この業務実施計画の内容については、同法第17条第2項により、放流効果実証事業の対象種とそれら種苗の放流場所、放流時期および放流数量等の記述が求められております。

諮問の内容でございますが、第8次栽培基本計画の中で公益財団法人静岡県漁業振興基金が放流効果実証事業の対象とする水産動物は、マダイ・ヒラメの2種とされ、今回提出された業務実施計画には、これら2種の放流場所、放流時期、放流数量等、さらに放流効果の実証方法等が記述されています。公益財団法人静岡県漁業振興基金から提出された業務実施計画について諮問いたします。

2ページを御覧下さい。はじめに、提出された業務実施計画の内容を御説明いたします。

放流効果実証事業の対象とする水産動物は、マダイとヒラメでございます。【放流場所及び放流尾数等】については、マダイは伊豆東海岸地先に228千尾、伊豆西海岸地先に279千尾、中央部海岸地先に112千尾および榛南海岸地先に281千尾、合計900千尾を毎年放流します。放流時期は7月から9月、放流サイズは尾叉長60mmを計画しています。ヒラメについては同じ計画期間内において内浦湾及び戸田湾内に35千尾および榛南海岸地先に245千尾、合計280千尾を毎年放流します。放流時期は、5月から8月、放流サイズについては全長60mmを計画しています。

【経済効果の実証】については、放流魚の形態に表れる標識を目安にした市場調査を行うとともに、関係漁協に依頼して遊漁船による釣獲量を報告してもらいます。さらに、水産・海洋技術研究所、水産業普及指導員等に対しても調査指導に関する協力を要請することになっています。これらの各種調査を通じ、放流効果の実証に努める計画でございます。

【採捕に関する協力】については、漁業者が組織する協議会が定めた管理計画にもとづき、マダイについては尾叉長17cm以下、ヒラメについては全長30cm以下、榛南地域では全長35cm以下の小型魚を採捕しないことを漁業者に要請いたします。また、看板等により放流直後の小型魚採捕の自粛を周知徹底させ、漁業者・遊漁者の理解と協力を求める計画でございます。

【経済効果の普及】については、県と連携し、報告書を作成するとともに研修会を開催いたします。また、地域栽培漁業推進協議会等を開催するとともに、県栽培漁業推進協議会、漁協青壮年部等の会議に参画し普及に努める計画でございます。

【その他】として、第8次静岡県栽培漁業基本計画に即した放流事業を実施する計画でございます。

以上が業務実施計画の内容となりますが、これらは第8次栽培漁業基本計画に合致しております。

なお、3ページにありますように、県知事より海区漁業調整委員会に放流効果実証事業を行う指定法人の業務実施計画について諮問されております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、お示しした指定法人の業務実施計画について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

マダイとヒラメの放流数量は、協議会で決まってこのようになっているとは思いますが、漁業者からはマダイををそろそろ減らしても良いんじゃないかという話も聞くものですが、その辺はどうなんでしょうか。

○門奈主任

はい、今回、第8次栽培基本計画の中で、マダイもヒラメも放流数量を決定していますが、前回の計画から比べて、どちらも放流数量を減らしています。資源量が高位水準というところで、放流数量を算出しております。今後ですが、温水センター沼津分場に新しく量産実証施設を建てたんですが、そちらで新しい魚種についても技術開発を進めつつ、マダイの放流量を減らして、そちらにシフトしていくということも検討していきたいと思っております。

○鈴木会長

今、高田委員からの質問に対しての返答を受けまして、栽培漁業に関する会議に参加しても、漁業者側、漁協からは、そろそろ魚を変更したらどうかという意見を聞きます。放流にあたっては、市町や漁協の負担金も発生する中で、じゃあマダイを放流して漁協にどれだけ収益が上がるかという、それは本当に微々たるものだと思います。放流することも大事ですが、魚種の選定も、マダイ、ヒラメに限らず変えていく必要もあるのではと私は思います。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○眞鍋委員

市場の需要自体もマダイは減っているのでしょうか。例えば昔は結婚式での需要がありましたけれども、そういうこともあるのでしょうか。

○鈴木会長

流通関係は分からないですが、ただ一昔前ほど、庶民に人気がある魚ではなくなったのは確かです。天然のキンメ等に比べると、値段は大幅に下がっています。

○眞鍋委員

ヒラメもですか。

○西原委員

ヒラメもマダイも養殖が盛んなので、天然マダイの値段が下がっている。養殖技術が良いものですから、養殖マダイも昔よりは美味しくなっています。ヒラメも同様です。マダイは价格的に採算の合わない値段になっている。ヒラメは天然の方が歯ごたえがあるものですから、ある程度の値段はあります。

マダイは放流数を減らすとのことですが、ヒラメも減らしますか。

○門奈主任

ヒラメの放流数も減らしています。

○高田委員

餌代が高騰しているから減らすと聞いています。

○板橋局長

国の基本方針に基づいて、県の栽培漁業基本計画を決めています。国の方針で、資源の状況を踏まえて資源が増えたらその分放流を減らしても良いとなっているので減らしております、餌代が高くなったから減らす、ということではないです。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか。皆さんの議論がある中で、説明が飛んでいると思うんですね。やはり7次、8次と来ていますが、計画の中にも、水技研の調査、研究を踏まえて、より効率の良い栽培漁業を展開しようとなっている訳ですね。例えば、どういう理由でマダイをどのくらいの量、減らしているのか。あるいはヒラメも、どのような理由で放流尾数を減らしているのかという説明がないので、こういう議論になっているのではないかと思います。

私も振興基金の評議委員を長いことしておりまして、そこでの報告書の中には、10年、20年の系列で放流尾数のことが出ているんですが、ここの説明ではデータが抜けている。水技研の調査・研究を踏まえて、このくらいの尾数にするのが妥当ということでこうしましたとか、マダイもヒラメも資源状況が違うと思うんですね。マダイの場合には自然産卵も含めて、放流尾数を減らしても、それなりの資源量を確保できるということが分かっていますが、ヒラメについては、放流尾数を減らしても現在の漁獲量を保証できるという研究結果は出ていないはずですよ。だから、高田委員が言われたように、餌代うんぬんじゃなくて、やはり魚が獲れなければ話にならないわけですし、そういうような理由の中で、放流尾数を減らすなら、どの程度まで減らしても妥当なのか、水技研の研究の中でこうなっているため、という説明がないとなかなか議論できないと私は思います。

確かに私もこの前の海区委員会で承認をしたのですが、第7次、第8次は何が根本的に違うのかというと、字面は変わっているが内容は変わっていないですね。魚種の交代も検討してくれと言ってきたがその辺が入っていない。栽培漁業というのは国の根幹事業でもあるけれども、事業主体は自治体を中心になっていて、静岡県の特長、漁業実態に合わせる事が大事です。

ヒラメについては、裏表を含めて、放流効果はわかってはいるけれども、放流数を減らして自然産卵するものがどの程度あるかはっきり分かっていないと思うんですね。その中で種苗放流を減らすという計画が、第8次の計画として基本計画に即したもののなのか、議論しろといわれても難しいと思いますが、そのへんは事務局はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○門奈主任

今回の栽培基本計画ですが、国の法律の中で、栽培漁業と資源管理を一体でやっていく、それから資源水準が高位のものについては放流数を減らす検討をする、と記載されております。今回、本県で第8次栽培基本計画を策定するにあたって、基本的には水技研での資源評価などの結果であるマダイやヒラメの水準が高位という事を加味して、放流数を減らしていきまして、もちろん水技研の放流効果や市場での結果を活用して算出してあります。算出した結果として、マダイとヒラメについて放流量を減らす形になりました。

○鈴木伸洋委員

水技研でそのような報告があったかもしれないですが、ヒラメについては資源量がある程度高位だと言うことですが、それはこのような放流を続けないと資源量を維持できないということではないでしょうか。

○門奈主任

自分も算出方法の詳細はわからないのですが、放流数を今回の8次の計画の放流数まで減らしても、資源量は維持できるという算出結果が出ていますため、そこまで減らしてあります。

○板橋局長

水技研の算出根拠については、また次回の海区委員会の時

に御説明するというところでよろしいでしょうか。

○鈴木伸洋委員

是非そうしてください。私も現役を離れましたけれども、少なくともヒラメの放流数を減らして、現在の資源量を維持できるという報告を見たことが無いんですよね。

○西原委員

僕らも初めて聞きました。

○鈴木伸洋委員

マダイははっきりと放流効果がでていますが、ヒラメは放流効果はもっと低いんですよね。低くて、かつ放流を続けないと、例えば天然産卵についても、静岡県のだこの場所でのくらいの天然魚が産卵しているかなんてははっきり分かっていないと思います。自分も水産庁にいる時に瀬戸内海のヒラメについてそのようなことをやっていたんですけども、瀬戸内海は放流をし続けないとヒラメは獲れないです。というのはヒラメの浮遊仔魚なんて、本当に偏ったところにしか分布していません。ですから瀬戸内海では放流をし続けられない限り、ヒラメは獲れません。ただ静岡県の場合はどうなのかかわからないんですけども、そういうことを含めて水技研の根拠を今度お示しいただきたい。次の計画の議論のためにも、そこらへんの整理が必要かと思います。また魚種の変更も含めるならば、当然放流尾数を減らしたのならば、お金が減るわけだから、その減ったお金はそのままにするのか、そのお金で新しい魚種に変換するのかという議論も出てくると思うんですよね。そういう議論をしていかないと、栽培漁業の未来は無いと思っています。

○板橋局長

前々回の海区委員会でお諮りした際の説明資料を確認したのですが、確かに、今はこういう状況で今後こうなります、というような説明資料にはなっていませんでした。放流尾数はこういう結果でやっていきますという部分については説明不足であったと思いますので、次回の放流計画策定の時には改善するようにいたします。

その上で、今の御議論につきましても、次回の海区委員会の際に御説明するようにいたします。

○鈴木伸洋委員

よろしくお願いたします。

○安間委員

よろしいでしょうか。今の議論に関する事なんですが、昨日、振興基金の理事会がありまして、私も理事なので、そのことを踏まえてなのですが、マダイは遊漁も獲れているので、今回のこの案については特段異論はございませんが、これからしっかり検討すべきことかと思えます。それから、放流の効果は漁師の皆さんも認めているわけですが、最近の不漁で漁師にも負担があるので、そこで腰が引けている。そういうことと、この基金協会は30何億かの運営の果実で運営しているものですから、最近は利息が減ってきているので、将来的なことを考えるともう少し行政側も対応していただいた方が良いのではと私は思っています。

いずれにしてもマダイはそのような状況で、ヒラメに関しては放流して欲しいということも現場では聞いています。今回対象になっていないトラフグについても、効果はありそうですが、負担金はばかにならないということもあるものですから、今後の検討の中ではそこらへんを加味してやっていただきたいと思っています。以上です。

○西原委員

去年あたりから、高田委員も私も、新しい魚種を申し込んだ覚えがあります。その候補として、ハタ類とサワラについて要望しています。私も少し勉強しまして、サワラの放流は簡単だというんですよ。サワラは共食いするので早めに放流するので管理期間は短いと。大事なのは最初の餌。それがマダイの稚魚。餌として簡単に確保できるのがマダイの稚魚らしいんです。そういうことがあるもんですからね、瀬戸内海では一度絶えそうになったサワラが放流によって、日本海の方まで行って大々的に増えたということがありますので、うちの方もやっていただきたいと思えます。

局長、こういう新魚種の選定はどこで決めることになるのですか。

○板橋局長

栽培漁業の関係の県の協議会がありまして、皆様の中にも委員になっていただいている方がいらっしゃいますが、その場で主に決めています。また海区委員会の場で議論するとい

うこともあると思いますので、そこは検討します。

サワラについては今初めて聞きましたけれども、温水センター沼津分場に量産実証施設ができて、そこでノコギリガザミとハタについては量産を研究していくということになっています。技術が開発できたら、今、生産棟の建設に向けた設計をしているところですが、それが完成したら、そこで量産体制に入っていきたいという計画があります。

○田口委員

水産庁に聞いていただきたいことがあります。マダイは戦略的な魚類養殖品目に選ばれ、水産庁はこれからは増産する方向を打ち出しました。

それが天然のマダイの価格にどのような影響を及ぼしていくのか。養殖マダイの数量が増える状況下で、栽培漁業でマダイを放流するとどのような経済的な影響があるのか、どう考えているのか聞いていただきませんか。

○板橋局長

水産庁が、戦略的な魚類養殖品目にするというのは、恐らく輸出との兼ね合いですよね。輸出用に養殖魚を出していこう、ということだと思います。また天然では国内の市場の棲み分けが恐らく計算されていると思いますけれども、具体的にどういうことになっているかということを確認したいと思っております。

○田口委員

例えばコロナのような事態があれば、輸出向けマダイは国内に環流する恐れがあります。そのため、実際に増産分が輸出に向かうのかとか、そこらへんがわからないと、天然マダイを獲っている方にとっては不安材料になると思います。

○板橋局長

確かにコロナの際は輸出が難しいので、期せずして環流してきたということが確かにあると思います。そこはなかなか予測が難しいところかとは思いますが。

○田口委員

為替の大幅な変動で、やっぱり輸出しない、ということもあり得ます。本当はそのような仕組みも、輸出戦略品目にするなら考えないといけないのではないかと思います。

そこが不明瞭であり、水産庁は専ら、価格下落分も積立ぶらずでまかなえますよ、という説明を行うので、本当の影響はどうなのかというところがありますね

○鈴木伸洋委員

そこは重要なところだと思いますね。先ほどの眞鍋さんにお答えすると、結婚式で使うのはヨーロッパマダイつまり輸入マダイでやっている。それからアジ等の干物も、ほとんど外国からの冷凍品。だから今、田口委員がおっしゃったように、戦略的に輸出を考えるに当たっても、国内の需要の問題、特に漁業は国内産需要がほとんどなわけで、養殖用マダイは現実にバッティングしている訳ですよ。養殖マダイはかなり良い質なので、銀座の一流の店でも扱いやすい、というのが本筋ですよ。ですからそういう意味で言うと、田口委員が言われたように、政府の方針として、農産物の海外輸出という大きなトレンドがあって、その中で水産庁がどうするかという話の時に、日本で一番作りやすく大量に作れるのはマダイだということになったのではないかと思うんですね。栽培漁業の問題に関わってくると、やはり地元の漁師さん達の経済利益を優先していることが重要で、この中では議論はなかったけれども、8次方針になっているけれども、元々は国が国策としてやってきたわけですよ。それで栽培漁業協会を作って、国が種苗を作って技術開発をしている。しかしその時代ではないということになったわけですよ。

だんだん国は全体の取組については方針は出すけれども、細かい運用は自治体に任せるということになってきているわけだから、やはり静岡の海域のことを一番良く知っている水技研の研究が非常に重要になってきていると思うんですね。ですからそういうような意味合いで言えば、先ほど局長から言っていただいたように、その辺をこの委員会の場で開示していただいて、漁師さんが納得できる栽培漁業のあり方に我々も参画させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○影山委員

今の色々な御意見を伺っていて、栽培漁業を今後も継続・発展させることは非常に難しいと改めて認識しました。

今回は、既に5年間の計画として、第8次計画が決まった

上で、それに基づいて、漁業振興基金に指定法人に任せるということでありますけれども、私もそこに何年か在籍しておりますのでこの件に関わってきたわけですが、この第8次計画を検討するにあたっては、まだまだ不十分だったと思うところと、それだけ色々な要素が絡み合っていて一つに収斂させるのが難しかったのだとも感じております。

そういう中で、今回の議論の中にもありましたけれども、結局、栽培漁業は種苗を放流して資源を増やすという資源の問題と、経費が大変だと、どうやって餌代を確保するか、収益を上げるかという経済の問題が入り交じっているんですよ。

その中で色々な要素をまとめて、現実的にどうするかと考えたのが第8次計画。計画の議論の際に私発言したと思いますが、安定して栽培漁業を続ける上では、経費をいかに確保するか、負担をどうするか。受益者負担、資源増大という言葉が出てくるが、どう両立していくかが難しいところです。

前回の計画の時にも、費用負担について大胆に考えを変えるなど、新たな枠組みを構築しないと展開が難しいという意見を言わせていただきました。今回の指定法人の計画の中で、全体の数量については計画に沿っているので、これについては、色々な問題があるにせよ全体の流れとすれば今回は妥当だと認識しております。

今後どうするべきかと思うのは経済的な面。放流効果という面で、指定法人も効果を調査することになっている。その経済効果の試算が資料の8ページにあります。基本的に放流した重量に単価をかけて、それからマダイでは遊漁で獲られたであろう重量も含めて単価で精算ということになっているが、これだけで良いのかと私は感じる場所があります。

要は、単純に生物的に増量したのを金換算しただけであって、栽培漁業の形でいうと、マダイでは、今回の資料では4倍近いものが遊漁で獲られている。普通、経済効果は、波及効果も含めて考えるのが普通かなと思いますし、それも含めて受益をどう判断して、需要者負担をまかなっていくのか。そこまで議論を進めないで今の枠組みを抜け出せない。色々な魚種を獲っている中で、個々の漁業者とすれば優先度がそ

んなに高くない。その中で放流経費を負担するのが重荷になる。そのような問題があるわけですので、効果、それに伴う負担をどう捉えて新しい枠組みが出来るかの検討がなされるべきではないかと思います。

今までの枠組みでいくと必ず行き詰まる。技術の到達段階が第7次、第8次で変わっていない。簡単に解決できる問題ではありませんが、次期第9次の基本計画に向けて走りながら色々考えて、枠組みを変える議論をしないと問題が解決できないのではないかと思います。以上です。

○鈴木会長

それでは、随分御意見が出尽くしたようです。今日出た意見をまとめていただいて、機会があったらそれを活かす形で進めていただきたいと思います。

それではこのことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア 放流効果実証事業を行う指定法人の業務実施計画について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ 漁場計画の樹立について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

水産資源課の松浦です。この後、本議題を含め漁業権の議題が3件続きますので、資料2の審議に先立ちまして、水産資源課担当から今後のスケジュール等について御説明いたします。

資料2の5ページを御覧ください。いつもの、縦軸が時間になった表がございますが、本日の海区の位置は塗り潰したところになります。具体的な手続については次ページ以降で御説明しますが、時間的には残り実質4か月となっており、後は免許申請と免許先の決定にかかる作業となります。

その作業内容について具体的に御説明しますので、次の6ページ、それから見開きで7ページを御覧ください。漁業権免許までの作業スケジュールです。

6ページ分については済んでおりまして、7ページの一番

上に漁場計画と書いて枠で囲ってありますが、前回の海区で計画を諮問し、東中西部の公聴会を開催いたしました。皆様、御出席いただきありがとうございました。この公聴会で出た意見を踏まえ、本日答申をいただきたいと存じます。

なお、県が諮問した際の内容で漁場計画で問題無い旨の答申をいただけた場合は、この後、県広報にて告示する予定です。告示の際、計画に軽微な修正等あれば、その修正を県の側にご一任いただきたいと存じます。

この他の手続についてですが、漁場計画の下に、条件の枠がございます。これを次の資料3に基づき今回諮問いたします。さらにその下の3、免許手続の所になりますが、漁場計画を告示後、免許取得の申請があった場合は、知事は免許・不免許を判断することとなります。それについて、大括弧の中、知事による審査について、の枠の中にあります、免許をすべき者の決定、これは競願があった場合の審査についてですが、こちらについても後ほど協議したいと存じます。

全体的なスケジュールと作業については以上になります。それでは、海区事務局の池谷から御説明いたします。少々お待ちください。

○池谷主幹

それでは、漁場計画の樹立について（答申）の説明をいたします。資料2を御覧ください。

まず、Ⅰの公聴会の開催についてですが、前回、第15回海区漁業調整委員会において、漁業法第64条第4項の規定に基づき、漁場計画の樹立について、県知事から本委員会に対して諮問がありました。

本委員会では、漁場計画の樹立について答申すべく、同法同条第5項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴くため、4月10日に東部地区、4月14日に西部地区、そして4月20日に中部地区で公聴会を開催いたしました。

2ページを御覧ください。Ⅱの公聴会での主な公述内容についてです。全体で計1件、東部地区で公述がありました。その他の地区では公述者はありませんでした。

東部地区の公聴会では、静岡県定置漁業協会から1名の公述者があり、内容は、原案通りの漁場計画の樹立を求めるものでした。

次に、Ⅲの審議事項を御覧ください。前回諮問のあった漁場計画（案）について御審議いただきたいと存じます。審議後、結果について、漁業法第64条第4項の規定に基づき答申します。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、公聴会の結果を踏まえた漁場計画の樹立の答申について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら申し上げます。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたら申し上げます。

特に御意見等が無いようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のⅠ 漁場計画の樹立について、原案のとおり了承します。

それではここで、10分間の休憩の時間とさせていただきます。10分後に、議事を再開します。

—休憩—

○鈴木会長

それでは、議事を再開します。続きまして、諮問事項のⅡ 漁業権の条件について、県当局から説明をお願いします。

○松浦主査

先ほど漁場計画の樹立についての答申をいただきました。ありがとうございました。

再び、水産資源課からの説明になります。資料3の2ページを御覧ください。Ⅱの漁業権の条件についてです。

条件とは、下の(1)にありますように、漁業法86条に基づ

き、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは知事は漁業権に条件をつけることができますが、その際、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められています。

この条件についての注意点は下の(2)にお示ししたとおりとなります。(1)と(2)を踏まえた上で、県としては(3)に記載の通り、これまでの漁業調整その他公益に関する経緯を考慮して以下の条件をつけることとしたいと思えます。共同及び区画漁業権については、今ある漁業権に同様の条件がついており、今回、新規で何か追加するというものではございませんが、定置漁業権については、1か所のみ、条件を新たに付けたいと存じます。

どの漁業権にどのような条件を想定しているかの具体的な内容は4ページ以降にございますので、詳細については後ほどご確認ください。本日の説明では、現在の2ページ目を用いて、その具体的な内容を御説明いたします。

まず共同漁業権です。漁業権が設定されている海域で水産上特に重要と考えられる魚種の繁殖保護することを付したいと思えます。①が「いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。」というもので、浜名湖内を除く全ての共同漁業権の条件となります。②は共第20号の浜名湖のみ。こちらについては「あさり、はまぐりについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。」というものです。

次に区画漁業権となります。

狩野川放水路の放水に支障のある行為を制限する目的で、「狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。」を区画漁業権第23号から第28号までに付けます。

さらに、上記に関係して、狩野川放水路関係でかつて漁場区域を変更した区画における生簀台数の制限として、「設置する生けすの台数は、〇台以内に限る。」を第26号から第28号までに台数を指定して付けます。

狩野川放水路に関係した条件は、狩野川上流域の開発に伴い、河川水の影響を強く受けるようになったことで、かつて漁業者が放水を妨害する行為を行ったことや、放水の影響を

避けるべく漁場区域を変更する条件として、生簀台数を制限した経緯があるようです。

また、浜名湖内については、「のり」又は「かき」養殖で、終了後に養殖施設を撤去させるため、それぞれの養殖の漁期が終了した後は、漁場から施設を撤去する旨の条件を付けます。該当する漁業権については表の右側にあるとおりです。

なお、浜名湖内のこの条件は、昭和30年代からあり、浜名湖内での他の漁業との調整によるものようです。

最後に定置漁業権です。当委員会でも最後まで協議していた、いとう漁協網代支所管内にあります定第5号につきましては、漁場区域内を水道管が通る予定がございまして、その設置の際、そして点検の際に配慮することを条件として付けたいと考えています。

なお、今、御説明した漁業権以外の区画漁業権及び定置漁業権については、これまでどおり条件は付けません。

それではⅢ諮問事項になります。漁業権を免許するにあたり条件を付けたいので、漁業法第86条第2項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、漁業権につける条件の内容について、御審議をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

今説明を聞きまして、水道管の話ですとか、狩野川の放水路の話ですとか、経緯を初めて知りまして非常に参考になりました。

それでは、御意見等無いようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のウ 漁業権の条件について、原案のとおり了承します。続きまして、協議事項 漁業権の審査基準について、県当局から説明をお願いします。

○松浦主査

引き続き水産資源課の松浦より御説明します。

資料の、ローマ数字Ⅰ、免許をすべき者の決定の1 漁場計画の公表から免許・不免許の諮問までの流れを御覧ください。漁場計画を無事告示した後、免許の申請が上がって来る予定です。その後、知事は、全ての申請者に対し、免許又は不免許の審査をいたします。

免許について、どういった判断をしていくかは法律に規定されておりまして、後ほどその概要も御説明いたしますが、免許するか、しないか、これを判断する際は、いかに明らかな理由があったとしても、知事は海区委の意見を聴かなければならないことが法律に定められています。この手続を7月21日に予定している本委員会で行う予定ですのでよろしくをお願いします。

知事が免許・不免許をどのように判断していくかについては、下の(1) 免許をしない場合を御覧ください。まず、申請を受け付けたけれど最初に免許する対象から外すよ、というものが法第71条に定められており、資料には主なものを3つ挙げております。適格性を有する者ではないとき、これは下の(2)で説明します。それから漁場計画と違う内容で申請があったとき、それから、本県では想定しておりませんが漁業権の不当な集中に至る恐れのあるときなどです。

このうち、一つ目のポツの申請者が適格性を有する者ではないとき、の内容は(2)にありますように法第72条で細かく規定されています。この(1)と(2)を通過した申請について、最後に(3)の免許をすべき者の決定で誰に免許をするのかを決めることとなります。

この決定の方法は、一つ目のポツの場合はシンプルです。1つの漁業権について、申請者が1者であった場合はその申請者に免許されます。次に、1つの漁業権について申請者が複数あった場合。このうち、競願があった場合、漁業法改正前は、この場合の選定について優先順位が法律に明記され、

誰に免許するかを選択がはっきりしていたのですが、改正後は優先順位が無くなっております。その上で、判断する際の考え方を資料の4ページで御説明したいと思っております。4ページを御覧ください。

こちらは水産庁長官通知の抜粋です。右側の□内の、中ほどにある下線部が、地域の水産業の発展に最も寄与するという判断根拠です。生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大等。この下線部については、都道府県や海域ごとに状況や考え方が異なることから、知事がどのように判断するかを、さらにこの下の下線部になりますが、あらかじめ判断基準を定めておくことが望ましいとされています。また、左隣の□内下線部になりますが、こちらの通知では、あらかじめ審査基準を定め公表すること、それから、審査は知事が行うため、既存の漁業権者の同意の有無等で判断しないこと、最後に審査項目は複数設け、総合的に判断するように、と言われており、静岡県としてもこういった手続きが取れるよう、あらかじめ、審査基準を定め、免許申請前に公表する予定でおります。

それではその審査が必要な場合について、2ページのA3縦の図を用いて御説明しますので、こちらを御覧ください。

では、知事による免許・不免許の判断について。こちらは、上からチェック項目に従って判断していくと最後に免許する相手が残るような図になっています。

まず、申請を受け付けた際は、その申請者及び申請内容が免許をしない場合に該当するか否かを見ることとなります。大きな3つの項目は前のページで御説明したとおりです。このうち、一番下のポツにあります、申請者が適格性を有する者ではないときは免許してはならない、と定められているものについてですが、この適格性の有無については、申請する漁業権の種類によって、チェックする項目が分かれています。

71条の□の下に、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の分類を並べておりますが、4つに分類されます。左から御説明しますと、共同漁業権、それから区画漁業権のうち団体漁業権と書いてある2つ。これらは漁協など団体に免許されるものの、実際に行使するのは個々の行使者であり、団体で漁

業権の行使と管理を行うのでこう呼んでいます。それからその隣の、区画漁業権のうち個別漁業権と書いてあるものと定置漁業権。これらは漁場区域を1漁業者、つまり個人や法人が免許を受けて養殖を営む場合に該当します。この4種類ごとに、それぞれ適格性の有無を判断する条件を分けて決められており、その内容に合致する者が適格性を有することになります。今、御説明したこのページの上半分、法第71条、それから72条のところで最初の判断をした後、通過した申請者が、下半分の法第73条に基づく「免許をすべき者の決定」に移っていくこととなります。

団体漁業権に分類される漁業権については、上半分の判断をしている中で、例えば、とても大まかに申しますと、関係地区の漁業者さんがいる世帯が、地域の漁業者の3分の2以上であるといった内容で、自然に免許する相手が決まってくるため、ここで免許する相手の者が決まります。ただ、右側の個別漁業権については、適格性の判断後に残る申請者が1者とは限りません。

まず、シンプルなもの①、一つの漁業権に対して申請者が1のとき、これは免許する相手を決める際は申請者に免許しなさいということが法に書かれています。次に、一つの漁業権に対して申請者が2者以上のとき、以下の条件を満たすものに免許することとなります。

判断のア、こちらは法律そのものを本県の場合で濃縮して書いておりますが、漁場計画に類似漁業権と記載された漁業権であって、現在の漁業権者が申請しており、かつ、その方が「適切かつ有効」に漁場を利用していると認められる場合は、現在の漁業権者さんに免許されます。

これは、過去から当該漁業を操業していて、漁場をきちんと使っている場合は、免許が出ますよということを実先に保証しているといった内容です。

次にイ、先ほどのアに該当する者がいない場合。どういう場合があるかを下の太括弧に記載しています。例ですが、新規に設定した漁業権について、申請者が2者以上あった場合、それから以前から設定されている内容と同じ漁業権が設定されていても、現在の漁業権者さんが「適切かつ有効」に漁業をしていなくて、上のアで決まらず、さらに、その他の

方から申請があったとき。また、ちゃんと適切かつ有効に漁場を利用していた漁業権者さんがいらしても何らかの理由で申請せず、そこに新たに申請した者が2者以上の場合等、です。

こういった場合は法第73条に基づき、免許をすべき者の決定を何段階かに分けて行うこととなります。

この図の一番下にある、審査が必要な場合の部分については、免許申請が複数あった場合に備え、知事が免許をすべき者の判断基準を設け、公表することとしたいと存じます。

審査基準の具体的内容については、次の3ページとなります。

漁業法第73条第2項第2号に定める場合において漁業権を免許すべき者の決定にかかる審査基準（案）。第1の目的は先ほど御説明した内容を記載しています。第2に、競願があった場合の決定方法について、以下の(1)から(5)までに掲げる要素を総合的に考慮します、という項目をお示ししています。実際は申請の際に、事業計画書としてその内容を記載したものを提出していただくこととなりますが、(1)から(5)までに掲げる要素の内容を考慮するにあたっては、書いてあることそのものだけでなく、申請者による実現可能性をも勘案することとしています。

それでは項目ごとに概要を御説明します。これらの項目自体は、先に御説明した水産庁長官通知の内容項目とほぼ一致するものですが、こちらで足している項目もあります。それぞれの内容については、県が審査をするときに「申請者さんがこれら項目についてどう考えているか知りたい」というものをピックアップしており、その根拠には、過去に本県で発生した漁業の調整事項、それから、漁業者さんの行っている評価されるべき取組などを参考に、審査において必要と思われるものを反映しております。

まず(1) 漁業生産の増大。一つ目のポツは、操業計画を立てておりその内容が現実的であるか、操業を継続する見込みがあるかといった内容。それから、漁場環境の維持のための対策を立てており、実現可能性があるかというもの、(2)は漁業所得の向上策として、ただ操業して販売するだけでなく。付加価値向上といいたいでしょうか、品質や評価向上のため

の取組があり、その内容が実現可能であるか、というもの。

(3) の資源管理に係る取組については、県の資源管理方針や調整規則を守るのは大前提として、例えば自主的な資源管理の取組として、クロマグロの資源管理のための取組を計画しており、それが実現可能かというもの。(4) については、操業が現実的な雇用計画があり、人が不足している場合は新規就業者の確保のための計画があるか、また労働条件をどのように設定しているか、それらに実現性があるかというもの。最後の(5)については、地域の水産業との連携。これは地元との調和を想定していますが、地域水産業の活性化のため、地元への協力、地域に効果が波及するような自発的な取り組みの有無、それからトラブル対処ですね、定置網なら網の流出などがあった場合に、地元に対し、対応をきちんととれるかといったことを見ていきたい、といった想定をしています。

実際には、申請時にこういった内容を記入していただく様式を用意し、この審査基準とともにお示しする予定です。

以上が、今回の免許申請において、県が審査基準として考えている内容です。

なお、この審査基準は静岡県の基本形として提示しておりますが、未来永劫、この先何十年を固めてしまうというものではございません。漁業法改正後、今、全国一斉に、各々の都道府県で作成しており、今後、もっといいものがあれば修正をかけることもあると考えています。そういった観点で、知事の恣意性が入っていないか、考え方に偏りはないか、また、こちらが気付いていない漁業調整上の課題がないかどうかを見ていただきたいと思います。

それでは、資料4の協議事項になります。漁業法第73条第2項第2号に定める知事が免許をすべき者の決定のための審査基準について、別添(案)の内容(考え方)について協議いたします。

最終的な字句の修正や様式等の決定については、水産資源課といたしましょうか、知事の側で決めていきたいと思っておりますので御承知置きください。それではご協議のほど、よろしく申し上げます。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、個別漁業権について、競願があった場合の審査基準について御審議願います。
- 板橋局長 2点補足をよろしいでしょうか。
1点目ですが、今回の審査基準はあくまで競願があった場合に、適切かつ有効に使っている漁業者がいない場合の審査基準ですので、適切かつ有効に、の審査基準ではないことに御留意ください。
2点目ですが、総合考慮をするということですので、3ページ目の(1)から(5)に掲げられているもののどれか一つが当てはまれば良いとか、どれか一つが欠けているからダメとかではなくて、それを総合考慮して、複数の競願者のうち、どの方が最も良いかということ判断するものです。
- 鈴木伸洋委員 ちょっとよろしいでしょうか。まずこれを決める前に、長い議論の中で、今おっしゃったのは競願者がいる場合の話ですよね。競願者がいない場合には、このアで決まってしまうということで良いんですね。
- 松浦主査 アよりも前に、この縦の表にあります、①免許の申請者が1者の時、に当てはまります。
- 鈴木伸洋委員 申請者が1者の時というのは、新漁業法でもそれが前提になっているということですか。
- 松浦主査 はい、それが前提になっております。
- 鈴木伸洋委員 それを確認したかったです。ありがとうございました。
- 鈴木会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○李委員

いくつかあるんですけども、1点目は、この審査基準に入る前の段階で競願があった場合の、現在の漁業権者が適切かつ有効なのか、という判断はどうされるのか、ということが1つ。

それから審査基準についてですけども、総合的に判断するというお話でありましたけれども、この中での疑問点は、(2)の漁業所得の向上の部分。漁業外所得についても本当は考えるべきではないかと思います。

例えば漁業外所得の向上の漁業者の努力もある。それから、総合的判断としても、ここには含まれていない、例えば、地域ならではの、漁業者ならではの取組は他にも考えられるので、その他、の項目として、社会や地域への寄与、漁協であれば大学への教育に協力するとか、ジェンダー問題の改善に努力されたりだとか、今は水福連携もどんどん進められていまして、用宗では、障害者を水揚げの場で雇用するなどという取り組みもありますので、ケースバイケースで判断できるような、その他の項目を追加するのはどうか、という意見です。以上2点です。

○板橋局長

1点目の競願があった場合の適切かつ有効かの判断はどうするか、という話ですが、ここはまた別の機会に協議させていただこうかと思っております。

2点目の漁業外所得については、質問の御趣旨を伺いたいですけれども、漁業者の漁業外所得の向上ということを勘案すべきじゃないかということでしょうか。

○李委員

そうですね。やる気のある漁業者であれば、もちろん漁業も頑張るんですが、必ずしもそこで漁業生産や漁業所得の努力が見えていない場合、実は漁業外所得の、例えば体験漁業とかそういうような取り組みを積極的にされている場合はこれ漁業外所得に入るかと思うんですね。そのような努力も審査の際の判断材料とすべきではないのかということです。

あるいは漁業所得という表現ではなくて、漁家所得という言い方でも良いのかと思います。魚価所得の中に漁業所得と漁業外所得があるということです。質問の趣旨は以上です。

○板橋局長

わかりました。

質問の背景にある問題意識はよくわかります。確かに今、漁業だけによる所得が、不漁などの理由で限られている中、他の面での所得を向上させていくということにより漁業が持続可能なものとなりますし、魚食普及といった面での波及効果もあるということかと思えます。

趣旨としては反対するものではないのですが、漁業法上の判断として、そういうことを入れることが適切かどうかについては考える必要がありますので、一旦これはこれとして、将来再検討していくときに、改めて考えていくということでもよろしいですか。

○李委員

はい、ありがとうございます。

○板橋局長

あと、審査基準の総合的判断として、例えば大学への教育とか社会、地域への寄与、を考慮するためにその他という項目を追加してはどうかという御指摘がありましたけれども、その他、を入れだすと、割となんでもかんでも判断できてしまい、恣意的な判断であるというような指摘を受ける可能性も出てくるのかと思えます。

我々が恣意的に判断するかどうかということは、今、この瞬間には恣意的に判断していませんと言いますがけれども、社会的に見て、恣意的な判断であるという疑念をできるだけ防いでいく必要はあるのかなと思えます。

ですので、そこはどのような要素を入れるのかを考えていく必要があると思えますけれども、できるだけ具体的にこういうことを入れますというものを列挙していく方がよろしいかと思えますがいかがでしょうか。

○李委員

そうですね、具体的に列挙する形であればもっと良いかと思えます。

○板橋局長

漁業以外の価値というものをどこまでこの判断の中に入れていくことが適切なのかまた検討したいと思いますので、そこは将来の検討課題とさせていただきます。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか。私も今の局長の意見に賛成で、基準は基準なんですけれども、やはり結果論としては区別せざるを得ない一つの判断ということであれば、今、李先生がおっしゃったような漁業や水産業のそれ以外の価値も重要ですが、主たる部分と副次的な部分があると。それを広げてしまうと、総合的判断に対してどの程度の重み付けをするか。要するにこれは(1)から(5)まで総合的に判断するという話だけれども、その他を入れた場合、(1)から(6)までは重み付けが同じなのかという話になる。そういう意味で言えば、このような具体的な趣旨に則ったものを明確にしておいて、まずこの5点を総合的に判断すれば、地域産業の発展に最も寄与するものを選定できるようになります。

要するにこれを理想論的な表現の基準にすべきか、実務的なものにすべきかという、李委員のものも入れるとかなり広がってしまう。まずは趣旨としては、競願が起こったときにどれかを選ばないといけないから、その際の基準としては明確性のあるものが良いのかと思います。

もう一つ、漁業所得の向上についての具体的表現は、これが良いのかどうか。私も文面の検討ができていませんが、もう少し工夫が必要なのではないかと思いました。このことと漁業所得が、文章的にぴったりと合っていないのかなと思う部分もありますので、工夫をされた方が良いでしょうし、あまり具体的に書きすぎるとそれに限定されてしまうと思うんですね。〇〇の取組、というところである程度判断できるようにした方が良いでしょうね。

○李委員

1点だけ補足させていただきます。私のコメントの趣旨は、一番避けたいのは漁業生産や所得の数だけで漁業者や地域の努力が判断されることは避けるべきだということです。以上です。

○田口委員

私もどういう人が漁業権者として静岡県の水産業にとってふさわしいかを考えてみたのですけれども、考えれば考えるほど、旧漁業法の第14条から第17条の言葉を活かすべきだと思います。その理由としては、恣意性がないこと、明確

であること、それから行政の連続性が保たれているということです。かつ、今回、審査基準の中になかった項目として、例えば、旧法第16条第5項第3号、「地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度」、であったり、あるいは第2号、「地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度」、こういうところであったり、競願者の資本の状況、負債の状況も合わせてですけども、そういうものを見ないと経営として成り立つのか分からないと思っております。ですので、旧漁業法の言葉をもう少し生かしてはどうでしょうか。

○板橋局長

旧漁業法の中で、生かすべきものは生かすという考え方については理解できます。

一方で漁業法が改正されて、国会で可決されて成立しているということもありますので、そこはその趣旨を踏まえつつ、どのような対応ができるのかということを検討していきたいと思っております。

○影山委員

審査基準の項目が5つ出ていますが、(1)から(4)まではある程度の幅があると私には見えていて、(5)は地域の水産業となっていて、割と小さくなっていて、それから次の記述でも、自治体や水産業団体と、かなり限定されてしまうのではないかなと思います。漁業権の免許の関係で言えば、地域で色々な形で漁業を活用されて、地域の発展、さらに今の時代ですから、遠方との連携も含めてあり得ると思うので、もう少し、他の4項目と比べると、地域水産業というところに幅を持たせる視点で決めた方が良いのでは感じました。

○板橋局長

それも今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○鈴木会長

他にございませんか。

私も聞いてて思いましたが、やっていることの数字だけに頼らない判断をしていただきたいと思います。数字は上がらないけれども、地域は地域で一生懸命やっているんだよと、そういう部分の判断も誤らないようにいただきたいと思います。

思います。

それでは、随分御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、協議事項 漁業権の審査基準についてについて原案の通り了承します。続きまして、指示事項のア 宝石サンゴの採捕について、事務局から説明をお願いします。

○樫技師

水産資源課の樫です。資料5について御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、経緯ですが1ページを御覧ください。

平成27年10月20日付けの水産庁通知で、国内の宝石サンゴ資源の管理について、委員会指示で禁止する等の措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行うよう指示がありました。

この背景についてですが、9ページの水産庁通知の真ん中あたり、1. 背景を御覧下さい。

宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受け価格が高騰し、我が国の漁業者の関心も高まっています。

一方で、宝石サンゴは成長が非常に遅く、資源減少の影響が顕著に表れやすいという生物的特徴を持っています。

また、国際的にも、宝石サンゴの種の保存のため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の附属書に掲載し、国際取引を制限するべきとの議論が生じています。

再び1ページにお戻りください。こうしたことを受け、2つ目のポツになりますが、平成27年度から平成28年度にかけて本委員会では管理の方向性や指示の内容について協議していただき、平成28年度以降、毎年、指示を発出してきました。

指示の内容については、①承認を受けた者を除き、宝石サンゴの採捕を禁止、②承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者、③承認を受けた者であっても採捕した宝石サ

ソゴの譲渡、販売は禁止、といったものです。

なお、指示を平成 28 年に発出して以降の状況ですが、承認件数及び指示違反件数はいずれも 0 件でした。

令和 5 年度の指示について、水産庁担当課での方針について変更がないため、令和 3 年度の指示と同様の内容であり、今年度以降についても、宝石ソゴの繁殖保護を図り、漁場の使用に関する紛争防止のために同じ内容で指示したいと思っております。

なお、宝石ソゴの分布と漁業等についてですが、対象は、アカソゴ、モモイロソゴ、シロソゴ等で装飾品にあるピンクや朱色のソゴが該当します。相模湾以南の水深 100-300m の海底に生息していますが、成長は非常に遅く、人工飼育により増産を図るのは非現実的です。

漁法は潜水艇や船で底引き網のように海底を曳くソゴ網で採捕し、平均単価は H17 年にキロ当たり 17 万円程度だったものが H26 年には 10 倍に跳ね上がったという経緯がございます。各県の管理状況等については、以下のとおりで調整規則や指示で制限を掛けているところがございます。

次に、2. 指示事項ですが、指示の内容自体はこれまで通りです。

本指示は平成 28 年度から新たに開始したものであり、当初、柔軟に対応できるよう平成 30 年度までは 1 年単位の有効期間としてきましたが、対応しうる事例がなかったため、令和元年の指示期間から有効期間を延長しており、今回も令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年間として指示したいと考えております。

2 ページを御覧ください。指示案を掲載しておりますので、下線部が変更箇所に該当します。変更については指示等の日付修正のみとなります。

それでは、1 ページにお戻りください。2 の指示事項になります。指示の内容について了承された場合には、公報にて公示します。また、本委員会後に軽微な変更があった場合は修正を事務局に一任していただきたいと存じます。それでは、委員会指示の内容について御審議の程、よろしく申し上げます。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議願います。
- 鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 私から一つ質問させてください。宝石サンゴを採捕することについて、今まで県の方に問い合わせありましたでしょうか。
- 樫技師 問い合わせはないと聞いております。
- 鈴木会長 はい、わかりました
- それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは、指示事項のア 宝石サンゴの採捕について原案の通り了承します。
- 続きまして、指示事項のイ 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。
- 松山班長 それでは、石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業の指示について説明させていただきます。座って説明させていただきます。
- 資料6の1ページを御覧ください。こちら、例年指示を発令している案件となります。
- まず、委員会指示とした経緯について、御説明いたします。
- 昭和44年頃、岳南地域の製紙会社の工場から排出された汚水に起因する駿河湾漁場の汚染が拡大したことで、まき網漁業は操業の危機に直面し、この危機を乗り越えるため、石廊

沖漁場への依存度が高くなりました。

一方で、一本釣漁業者も石廊沖を主漁場としてイカの漁獲が順調で、イカを主たる漁獲対象とした漁船数も増加傾向にありました。

このような状況の中、石廊沖でサバを対象とするまき網漁業と、同じ漁場を主漁場とする賀茂郡下一円のいか一本釣漁業との漁場が競合し、紛争が発生いたしました。

この紛争には、当時の漁業調整委員会や県が仲介に入りまして、調整を図ったことにより、昭和 49 年に石廊沖漁場調整協議会が設置され、この協議会の場において石廊沖漁場におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、許可対象でない魚介類を漁獲してしまった場合の取り扱いなどを定めた、石廊沖協定が締結されました。

この協定の実効を期するため、昭和 50 年以降、要望書に基づく委員会指示を、毎年発令しました。

その後、平成 21 年にいか一本釣漁業を含む県下一円の一本釣漁業者の組織として静岡県沿岸一本釣漁業者協会が設立され、平成 26 年 3 月に県沿岸一本釣漁業者とまき網漁業者との間で、石廊沖漁場を含む県下全海域を対象とした協定が締結されるに至りましたが、石廊沖漁場におけるまき網の操業については、要望書に基づく委員会指示の発令が継続され、本年も従前と同様の 6 月から 9 月におけるまき網の操業日を主体とする指示を求める要望書が、両者の連名で静岡海区漁業調整委員長あてに提出されました。

要望書に関しましては、3 ページ、参考として昨年発令した委員会指示の内容を 4 ページに添付してございます。

また、石廊沖漁場の区域につきましては、5 ページに示しました。図の中で斜線で網掛けした部分で、南伊豆町石廊崎灯台正南の線と同町妻良(めら)の旭山(あさひやま)の山頂正南の線の間海域となります。

それでは、2 ページを御覧ください。

今回の委員会指示案について示してございます。

1 の (1) から (3) まだが、まき網が操業可能な日、(4) 及び(5) が操業する場合の条件、2 に、いか一本釣りが操業する場合の条件、3 に漁獲成績報告書の提出について指示する内容となっております。

委員会指示に係る漁業法第120条第1項の条文は、6ページを御参照ください。

2ページに戻りまして、下線部分が今回の指示の変更点となります。

変更点は年次のほか、御覧のように操業日につきまして、1の(1)から(3)まで、下線のとおり操業可能な日を変更するものでございます。

1ページにお戻り下さい。今後の取扱いにつきましては、変更点以外前年の委員会指示と同様の内容で、有効期間を令和5年6月1日から令和5年9月30日までとする2ページの内容を指示してよろしいか、御審議をお願いいたします。

なお、了承された場合には、指示案のとおり県公報にて公示いたします。軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

説明は、以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、操業日の変更以外、前年と同様の内容で指示してよろしいか、御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

一つよろしいでしょうか。

昨年の委員会指示で日にちを決めましたが、昨年の実績は、この3か月で操業したのはたった1日だけでした。それは他の海域で豊漁だったため行かなかったということです。今年は少し海況が読めない状況で分からないので、昨年同様、石廊崎の海域の許可をお願いしたいと思います。

それと、石廊崎で操業していて、協定を守ることは信頼を維持するために遵守していますが、今年の2月に石廊崎でイワシを旋いたときに、どうしても網が上がりなかったことがありました。急潮で東に行ってしまう、時間も大幅にかかってしまった経緯がありました。その時私は、ここで網をやっ

網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法により水産動植物を採捕することについて制限しているものです。

まず、本指示が発令された経緯等について説明いたします。

平成15年6月の漁業調整規則の一部改正により、従来制限してきた、遊漁者による光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法（点火いさり漁法）を全面的に解除しました。

しかし、遊漁者の点火いさり漁法は、水産資源の保護培養及び漁業者の漁場利用に与える影響が大きいと判断されることから、漁業との調整を図るため、委員会指示に基づく海域や隻数を制限した承認制としています。具体的には遊漁船業者が遊漁者等を乗船させて行う場合や試験研究機関等が試験研究等の目的で行う場合など、水産資源の保護培養や漁業調整上の支障がないときに限り認めるという委員会指示を毎年更新して発出しております。現行指示の有効期間は令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなっています。

2ページを御覧ください。承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域として、A海域とB海域を定めております。A海域は沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内、B海域は浜名湖です。

1ページにお戻りください。承認対象の漁ですが、A海域では「とびうおすくい」が、B海域では、「たきや漁」が行われております。

次に、写真の下の令和4年度の実績を御覧ください。海域ごとに承認隻数の枠を過去の実績を踏まえて設けており、A海域は30隻以内、B海域は70隻以内としております。

A海域では、承認隻数11隻、実施回数は延べ22回、B海域では、承認隻数65隻、実施回数は延べ2,443回になっております。地区ごとの内訳は資料の括弧書きのとおりです。参考までにその右側に新型コロナの影響を受ける前の令和元年度の実績を記載しております。

次に、今回の指示の承認隻数について御提案します。

A海域の戸田、安良里、土肥の各漁協とB海域の浜名漁協から昨年度と同数の承認枠の要望がございましたので、昨年

度と同数の A 海域 30 隻、B 海域 70 隻としたいと存じます。

それでは指示事項の内容について説明いたします。1 ページ下段の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。1 点目として有効期間を令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までとして指示を継続したいと考えております。2 点目としまして、了承された場合は、3 頁以降の告示案のとおり県公報にて公示したく存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○眞鍋委員

はい。たきや漁は観光としてやっていますよね。トビウオすくいも観光ですかね、こちらは量が少ないですが結構やられているのでしょうか。

○池谷主幹

コロナの影響で、ほとんどお客さんが来ないこともあり、休業にしていたようです。

○眞鍋委員

たきや漁のように数も多くないと言うことですね。
あと漁具はどのようなものを使うのでしょうか。

○伊藤事務局長

たきや漁はたも網もやすも使います。さで網はあまり使わないです。

○眞鍋委員

トビウオは、飛んでくるのをたも網でとるということでしょうか。

- 伊藤事務局長 そうです。
- 眞鍋委員 わかりました、ありがとうございました。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等が無いようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございました。それでは、指示事項のウ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案の通り了承します。
続きまして、報告事項のア 太平洋広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。
- 池谷主幹 資料 8 を御覧ください。
太平洋広域漁業調整委員会が開催されたことを報告いたします。
Ⅰの太平洋広域漁業調整委員会の概要ですが、これまでに何度か御説明していますので、説明を省略させていただきます。
Ⅱ報告事項を御覧ください。3月15日に太平洋広調委が開催され、高田委員には東京の会場で参加いただきました、ありがとうございました。事務局からは私が傍聴しましたので、その概要について報告いたします。
報告は主に本県に関係のある部分とさせていただきます。
まず(1)太平洋クロマグロの遊漁の指示についてですが、こちらは昨年度から遊漁のクロマグロ小型魚の採捕禁止と大型魚の採捕報告について指示を継続するもので、令和4年度との相違点は採捕報告の短縮と月別採捕枠の設定の見直しでした。詳細は資料の5頁～8頁で御確認ください。
参考人として出席した遊漁4団体から本指示について、遊漁の枠をもっと増やして欲しい、キャッチ&リリースによる釣りを認めて欲しいといった意見がございました。
水産庁からキャッチ&リリースを含む全ての釣りを採捕禁

止とする制度設計としている旨説明があり、本指示は原案どおり承認されました。

次に(2)太平洋南部キンメダイに関する委員会指示ですが、資料の30頁から32頁に記載のキンメダイ底刺網漁業の承認に関するもので原案どおり承認されました。これとは別に資料20頁以降のキンメダイの資源管理について、委員からTACによる数量管理に反対、CPUEによる資源管理、また高田委員から食害を含む精度の高い資源管理を、といった意見が出されました。

水産庁からは漁業者の理解と協力を得た上で、着実に資源管理を進めていきたいとの説明がございました。

簡単ですが私からの報告は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

遊漁者からキャッチ&リリースという意見が出ていますが、これはまともにそういう意見が出てきたのでしょうか。

○高田委員

日本アングラーズ協会の代表者が来ていて、すぐに遊漁の話始めて、この議題のほとんどがその時間に潰されました。キャッチ&リリースを認めると、何人かしっかりと逃がすだろうけれど、持ち帰ったりする人も出てきてしまうと思います。ここで話をした人は、キャッチ&リリースだと採捕した量に入らないので、水産庁に認めてくれと言っている。ただ、そこにいた大目流し網の漁業者委員の方が、自分たちは53隻で10トンしか枠がないので、遊漁の枠が40トンあるのなら、自分たちにやらせてくれと。そういう話になってぐだぐだになった。言っていることは分かる。しっかりとした団体で、確かにキャッチ&リリースをする人はするだろうけど、まだまだ皆がルールをしっかりと守るような状況にはないと思うので、水産庁もそこで話を切りました。

そういう釣りをやる方々が、会議に出てきて発言していたけど、そこで議論すべき内容ではないと思います。もう少し違う場でしっかりと議論するのなら、私の意見は反対です、

となる。この場での議論は違うのではないかと考えています。

○西原委員

カツオ・マグロ類はキャッチ&リリースの対象魚ではないですね。シイラとかスズキのように止まっても呼吸ができる魚ならわかるんですが。こういう回遊性の魚はキャッチ&リリースに適さない。そこは分かって良いっているのか。

○高田委員

西原委員の言うとおりに、漁業者とか学識の委員さんなどからもそのような意見が出ていました。

○鈴木会長

私も高田委員の前任で、広調委に出席していましたが、最後に出席した会議の時に、初めて遊漁団体が来ていました。

話を聞いていても、広調委の会議なのか遊漁団体が意見を言う場なのか分からないような状態でした。自分も発言しましたが、最終的には遊漁団体側から、今度静岡の鈴木さんとゆっくりと話をしたいと言われました。自分たちのことを主張するだけで、漁業者がどれだけ苦勞しているのかだとか、どのようにして資源保護しているのだとか、わかってもらえませんでした。

このことについて、他に御意見ございますか。

○眞鍋委員

マグロはキャッチ&リリースをすると死んでしまうということですか。

○西原委員

死んでしまう可能性が高いです。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等が無いようですので、このことについて以上とします。

続きまして、報告事項のイ ぐろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしくお願いします。

お手元の資料9を御覧ください。今回の変更の背景につきましては、令和4管理年度、つまり昨年度の数量が確定したことで繰越し処理が行われることによる数量変更となります。

資料の1ページ、経緯の中の資源管理の経緯については今までも御説明してきたことから割愛させていただきます。中程にあります、報告の経緯につきましては、令和3年のWC PFCで令和4管理年度から今年度への繰越しが認められました。このため、沿岸においては10%の繰越しが可能となっております。

4月中旬には昨年度のくろまぐろ採捕量が確定し、水産庁側で繰越し、再配分の数量変更の数値を算出。それに伴い農林水産大臣からの通知で本県の変更後の数量の通知がありました。こちらについては、大臣からの最終通知を待っている段階であり、今回お話しする数値につきましてはまだ数字が動いておりませんが、この数字を、前回の海区委で諮問し答申をいただいた方法に基づいて、それぞれの知事管理区分に配分したいと思います。

下の、県内の再配分方法を御覧ください。前回の委員会で諮問し答申を得た方法ですが、漁業種類別の割当て量は過去に県別数量を定めるにあたり採用した実績比率で漁船漁業等と定置漁業に配分します。小型魚につきましては、急な群れの来遊に対応できるよう、それから漁獲枠を効率的きょう、漁船漁業等及び定置漁業のいずれも4から7月までの期間に追加配分いたします。

大型魚につきましては漁船漁業等に配分する数量については、はえ縄漁業及びひき縄釣漁業に1/2ずつ配分します。それでは2ページを御覧ください。繰越し再配分になりますので、令和4管理年度の結果がどうなったのかをこちらの表を用いて御説明したいと思います。区分の上が小型魚、下が大型魚です。区分のすぐ右の列が令和4年4月1日時点の当初数量、その右側が年度の最後に行った第9回変更後の数量、その右隣が3月31日の時点実績で、一番右側が最終消化率となります。

小型魚につきましては昨年、定置漁業、それから漁船漁業につきましても、何度も数量調整を何度も行いましたが、採

捕量が伸びて県全体で消化率が 86.2%となりました。大型魚につきましては、今までは消化率 8 割を超えていたのですが、令和 4 管理年度につきましては消化率 8 割を超えることが出来ませんでした。これはどこの区分が悪いとかそういうのではなく、資源管理のために知事管理区分を細かく分けたため、漁期の最後に採捕数量を伸ばして採捕し切れなかったこと、それからそれまでは最終の県枠が 40 トン程度と大きな枠の中で採捕できたのですが、令和 4 管理年度については、他県との融通がなかなか成立せず、母数が 40 トンよりも少ない 27 トンで、といったところで最終の数量調整が難しかったところがあると思っています。

こういった状況ですが、最終的な数字がどう割振られたかをⅡの報告事項の所で御説明したいと思います。(1)の令和 5 管理年度における繰越し等の配分量について。農林水産大臣から、4 月 21 日付けで都道府県別漁獲可能量の数量を変更する旨の意見照会があり、知事から異存ない旨回答したところです。その後届く予定の、農林水産大臣から静岡県知事あてにこの数量で変更します、という通知を今まさに待っているところです。

その数字を下に記載してございます。令和 5 管理年度の静岡県の数量は、小型魚がプラス 13.7 トン増えてまして 43.5 トンとなります。大型魚についてはプラス 11.7 トン増えてまして合計が 26.2 トンとなります。

3 ページを御覧ください。増えた数字の内訳をこちらに記載しております。小型魚は、4 月 1 日時点で持っていた当初数量の 29.8 トン。これに令和 4 管理年度からの自県繰越し分の 2.9 トンと、追加配分として令和 4 管理年度の当初配分比率を元に各県に一律配分されるもの、それと 8 割を越えたことによる消化率メリットが併せて 10.8 トン、合計が 43.5 トン。大型魚につきましては、当初数量が 14.5 トン、ここに自県繰越し分として 1.4 トン、それから消化率メリットはつかなかったものの、過去の消化実績を考慮した数量が 10.3 トン付いたことで、最終的に合計 26.2 トンとなっております。

これは県全体に配分された数量ですので、管理区分別の数量を次の 4 ページにお示ししております。4 ページを御覧ください。

ださい。横書きの表がございますけれども、矢印の左側が4月1日時点の数字、矢印の右側が今回の数量変更による数量の配分表となります。

小型魚、一番上の太枠内が43.3トンとなっておりますが、ここが当初から13.7トン増えております。これを基準年の実績割合で配分して漁船漁業等に10.3トン、定置漁業に3.4トンを、いずれも4月から7月までの期間に配分します。下の大型魚につきましては、県全体でプラス11.7トンですが、これを漁船漁業等に8.8トン、定置漁業に2.9トン配分します。漁船漁業等につきましては、増えた分を2分の1ずつ、はえ縄漁業とひき縄釣漁業に4.4トンずつ配分します。こちらの配分の内訳を告示案にしたものが次のページでございます。農林水産大臣からの通知を受けた後は、課内決裁後、本案のとおり告示し、同時に県のホームページに掲載します。県のホームページに掲載した時点で公表したということになりますので、小型魚につきましては、ただ今、漁船漁業等で9割を越えて採捕自粛中ではありますが、それが解除となる見込みです。

通知が来る日は未定ですが、今、準備を進めておりますので、通知があればすぐ対応できるようにしたいと思っております。報告は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

消化率が79.6%ということで、あと0.4%なので、国が8割として認めてくれれば良かったと思うところではあるんですけども、79.6%にとどまった理由というのが、資源管理のために知事管理区分を細かく分けたため、それから他県の譲渡の状況がまだわからなかったということで、結局この2つの理由で皆さん獲り控えしていたということでしょうか。

○松浦主査

獲り控えといいますか、田口委員がおっしゃったように、今まで漁船で最後の数字をうまく調整して使っていた時よりは、資源管理のために箱を分けたので、最後、調整が難しいというのと、他県から枠が来て、前の年では44トンあるうちの、残り1%獲れるというのと、27トンしかなくて残り1%獲れるというのでは、1%の幅が違いますので、そのコントロールが難しいということがあるなと思いました。改善できるものがあればとは思っているのですが。

○田口委員

譲渡のタイミングがなかなかうまくいっていないということでしょうか。

○松浦主査

タイミングというよりは、枠が出てこなかったということが大きいです。いつもであれば、どんどん最後に出てくるんですけれども、昨年度は、クロマグロの大型魚も小型魚も全国で多く獲れていて、他県に譲ることでメリットをとる余裕よりも、やはり魚を獲りたいということで出てこなかったということが大きいと思っています。

○鈴木会長

もう1点。はえ縄の水揚げ量が最後に伸びてこなかった原因のひとつに、クロマグロではなくて、キハダを狙ったりマカジキを狙ったりといったように、そちらでもある程度漁ができたということもあるかと思います。

そういうことから、際どい数字の中でクロマグロをやるよりも、そちらの方が良いという船があったと聞いています。今何の漁をやっているんだと聞くと、遠くまでマグロ漁に行かないで、島の内側あたりでそういう魚が獲れたというのが一つの要因じゃないかと思います。以上です。

それでは、他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等が無いようですので、このことについて以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は6月8日（木）、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 まさばごまさばに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定、等を予定しております。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

次回については、6月8日（木）ということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期16回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了 16:45)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和5年4月27日

議長 鈴木 精 

議事録署名人

日吉 敏 

議事録署名人

三浦 綾子 

